

第365回徳島海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 令和6年3月15日（金）14:50～16:08
- 2 場 所 海区漁業調整委員会室
- 3 出席委員 岡本 彰、福島 茂、阿利茂昭、豊崎辰輝、
三原敏夫、柏木正弘、今治清孝、福井典代、
中村秀美
- 4 欠席委員 島崎勝弘、濱 竹美、平尾義徳、三木真之、
團 昭紀、中西 敬
- 5 事務局 和泉事務局長、加藤課長補佐、佐竹主事
- 6 県出席者 妹尾係長、吉田主任主事
- 7 議 題
 - (1) するめいかに関する令和6管理年度における知事管理漁獲
可能量の設定について
 - (2) くらまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲
可能量の変更について
 - (3) くらまぐろに関する令和6管理年度における知事管理漁獲
可能量の設定について
 - (4) 徳島県特定水産資源の採捕停止命令等に関する運用につい
て
 - (5) 宝石さんごの採捕に係る委員会指示について
 - (6) 知事許可漁業の許可方針の改正について
 - (7) 知事許可漁業の申請期間について
 - (8) 漁業上の海面と内水面の境界について
 - (9) その他
 - ・ 知事許可漁業の許可方針について

8 議事

局長： それでは、これより、第365回徳島海区漁業調整委員会を開会いたします。

本日の会議には、15名中9名の委員の出席を賜っておりますので、委員会が成立していることをご報告申し上げます。それでは会長よろしくお願いたします。

会長： 皆さんこんにちは。委員の皆様方には大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。本日もよろしくお願いたします。

それでは、ただ今から第365回徳島海区漁業調整委員会を開会いたします。本日の会議の議事録署名は、今治委員さんと福井委員さんをお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

それでは議事に入ります。議題1は、「するめいかに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について」でございます。それでは、県より説明をお願いします。

漁業管理調整課： 資料1により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。何かございませんか。

会長： 無いようでございますので、本件につきましては諮問案どおり異議のない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： 異議なしでございますので、本件につきましては諮問案のとおり答申することといたします。

それでは次の議題に移りたいと思います。それでは議題2、「くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲

可能量の変更について」でございます。それでは県より説明をお願いします。

漁業管理調整課： 資料2により説明

会長： 説明は以上のお通りですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。何かございませんか。

委員： 石川県って地震の影響？

漁業管理調整課： はっきり聞いてはいませんが、もしかしたらあるのかもしれませんが。元々20トンくらいの枠を他県に配りたいという要望だったんですけれども、先ほど消化率の説明をしましたが、80%を下回ってしまうと、来年度の配分が受けられなくなってしまうので、5トンもらうこととしています。石川県の残りの15トンについては他県に配ったようです。地震の影響についてはわかりません。

委員： 船が出れなかったから余ったとか？

漁業管理調整課： 可能性としてはありますがわかりません。

会長： ほかに何かございませんか。

委員： 枠はこっちが買い取るん？ どういう形？ 譲り受けるだけ？

漁業管理調整課： 譲り受けるだけです。消化率メリットというのがあって、消化率が80%を下回ってしまうと次の年に追加配分を受けられないので、枠の消化率が悪い県は枠を小さくするために他県に枠をあげるということをします。石川県はかなり余っていたみたいなので今回5トンの譲渡を受けております。こちらから何かをあげた訳ではありません。

委員： 徳島の方はこれでメリットがある訳やね。

漁業管理調整課： 余った分は繰り越しもできますので、もらって
おいて損はありません。

会長： ほかに何かございませんか。

無いようでございますので、本件につきましては諮問案ど
おり異議のない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： 異議なしでございますので、本件につきましては諮問案の
とおり答申することといたします。

議題3は、「くろまぐろに関する令和6管理年度における
知事管理漁獲可能量の設定について」でございます。

それでは県より説明をお願いします。

漁業管理調整課： 資料3により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件についてご意見、ご質問
等がございましたらお願いします。何かございませんか。

会長： 無いようでございますので、本件につきましては諮問案ど
おり異議のない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： 異議なしでございますので、本件につきましては諮問案の
とおり答申することといたします。

それでは次に移りたいと思います。議題4は、「徳島県特
定水産資源の採捕停止命令等に関する運用について」でござ
います。それでは、県より説明をお願いします。

漁業管理調整課： 資料4により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。何かございませんか。

会長： 無いようでございますので、本件につきましては原案どおり異議のない旨回答することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： 異議なしでございますので、本件につきましては原案のとおり回答することといたします。

それでは次の議題に移りたいと思います。議題5は、「宝石さんごの採捕に係る委員会指示について」でございます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局： 資料5により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

委員： 徳島で採れたことはないんやろ。

事務局： やったことがないと思います。和歌山県では採れるみたいなので、やれば採れるところはあるのかもしれませんが。

委員： 室戸では採りよるな。

事務局： 他県では規制をしているので、本県で規制をしなければ他県から来て自由に採捕され、漁場を荒らされる可能性がありますので委員会指示を発出するということです。こちらの指示については平成28年から発出されているものですの

で、調整規則の改正も検討していく必要があるのではと考えています。規則改正の際には改めて当委員会にもお諮りさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

会長： ほかに何かございませんか。

委員： 徳島県の海域より南だったら誰でも採っていいの？

事務局： 徳島県海域となっておりますので、徳島県と高知県の境より南は高知県の規制がかかります。

委員： 温暖化によって南部海域だけじゃなくて、もうちょっと北に上げる必要はないんですか。

事務局： 北側の紀伊水道になるとほぼ全域が底びき網の操業区域になっていきますので、それでも採れた話は聞いたことがありません。福島委員さんが底びき網漁業をされていますがどうですか。

福島委員： さんごは採れたことない。

事務局： 仰るように伊島より北側には生えてないのだと思います。

委員： 昔から深いところも手繰りでやってきたけど、入ってきた経験がないから多分おらんのだろう。伊島沖には岩礁地帯もあるけど、水温が低すぎるんだと思う。南側には岩礁地帯が無いんで。室戸の前みたいな岩礁地帯が無い。和歌山も採れんけんって止めてしまったって聞いている。

会長： ほかに何かございませんか。

無いようでございますので、本件につきましては原案どおり指示を発出することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： 異議なしでございますので、本件につきましては原案のとおり指示を発出することといたします。

それでは次の議題に移りたいと思います。議題6「知事許可漁業の許可方針の改正について」、それから議題7「知事許可漁業の申請期間について」でございます。県から説明をお願いします。

漁業管理調整課： 資料6、7により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらよろしくお願いします。何かございませんか。

会長： 無いようでございますので、本件につきましては諮問案どおり異議のない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： 異議なしでございますので、本件につきましては諮問案どおりで異議のない旨答申することといたします。

それでは次の議題に移りたいと思います。それでは次の議題に移りたいと思います。議題8「漁業上の海面と内水面の境界について」、でございます。県から説明をお願いします。

漁業管理調整課： 資料8により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

委員： 対象魚種って何？

漁業管理調整課： しらすうなぎです。しらすうなぎの操業区域が牟岐漁港となっておりまして、海面としての牟岐漁港の範囲を明らかにするということです。近くを流れる牟岐川は第一橋梁までとしておりますので、地元の皆さんは瀬戸川についても第一橋梁までと認識していたんですが、両組合から改めて確認したいとの相談がありましたので協議させていただいているところです。

委員： 内水面委員会との話はできてるんやろ。

漁業管理調整課： はい。

委員： じゃあ問題ないやろ。

会長： ほかに何かございませんか。

会長： 無いようでございますので、本件につきましては原案どおり異議のない旨回答することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： 異議なしでございますので、本件につきましては原案どおり異議のない旨回答することといたします。

会長： 続きまして議題9「その他」ですが、「知事許可漁業の許可方針」について県から協議があるようでございますので説明をお願いします。

漁業管理調整課： 資料9により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

会長： それでは無いようでございますので、本件につきましては原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： 異議なしでございますので、本件につきましては原案どおり承認することとします。

会長： 議題は以上ですが、その他何かございませんでしょうか。

会長： それでは、特に無いようですので以上をもちまして第365回徳島海区漁業調整委員会を終了いたします。
長時間ご審議お疲れさまでした。

以 上